

平成30年4月1日から

65歳以上の障害者の 『介護保険サービス利用者負担軽減制度』 が始まりました。

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用して一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

利用者負担 償還の流れ

65歳に達する前5年以上
対象の障害福祉サービス
を利用

介護保険へ
移行

対象の介護保険
サービスを利用

利用者負担を
事業所等に支払

利用者負担の償還

対象のサービス

【障害福祉サービス】

居宅介護・重度訪問介護
生活介護・短期入所

介護保険へ
移行

【介護保険サービス】

訪問介護・通所介護
短期入所生活介護
地域密着型生活介護
小規模多機能型居宅介護

※介護予防サービス、地域密着型介護予防
サービスを除く

償還を受けるには、市役所福祉課
障害福祉係への申請が必要です。

特に、市外から転入された人は、要件に
該当することを申告していただく必要が
あります。

詳細は裏面をご覧ください

〈対象となる人〉

次の①～④を全て満たす人

①	65歳に達する日前5年間、特定の障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、短期入所、生活介護）の支給決定を受けており介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービスを利用する。
②	①に該当する利用者が65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4～6月までの場合は、前年度）および、介護保険サービスの利用申請時において、利用者とその配偶者が、 市町村民税非課税または生活保護受給者 であった。
③	障害支援区分（障害程度区分）が 区分2以上 であった。
④	65歳に達するまでに 介護保険の給付を受けていない 。

Q & A

Q 申請時に、こういった書類が必要になりますか？

A 申請書の他に、過去の障害福祉サービスの支給決定通知書や介護保険サービス事業所より発行される領収書等を添付していただくことがあります。
※特に、市外からの転入の場合は、該当であることの申告が必要です。

Q 63歳の時に入院して、障害福祉サービスを利用していない期間があります。この制度の対象になりますか？

A 長期入院等のやむを得ない事由により、障害福祉サービスの支給決定を受けていなかった場合など、この制度の対象になる場合があります。